

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	47 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	41 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	17 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	10 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年10月から45年3月までの国民年金保険料については納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年10月から45年3月まで

私は高校卒業後、家業を手伝っていたが、父が私の国民年金の加入手続を行い、結婚するまで保険料を納付してくれた。昭和44年6月に結婚してから、しばらくの間、保険料を納付していなかったが、父から区役所で手続きをしてるように言われたので、A市B区役所を訪ねて手続きを行い、夫婦二人分の保険料を分割で支払ったことを覚えているので、申立期間が未納とされているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は6か月と短期間である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和39年6月に払い出されていることから、申立人の国民年金被保険者資格取得手続きはこのころに行われたとみられ、同年4月の現年度保険料から納付を開始したとされているが、以後60歳到達までの期間において、厚生年金保険被保険者資格喪失後、次の同資格取得までの期間について合計3か月の未納期間はあるものの、その他の国民年金加入期間においては、申立期間以外に未納期間は無く、申立人の国民年金被保険者資格取得以降、申立人の保険料を納付していたとするその父及び申立人自身の保険料の納付に対する意識は高かったことがうかがわれる。

さらに、申立人は、婚姻後しばらく保険料を納付していなかったが、父の勧めにより自身による保険料の納付を開始したと主張しているところ、婚姻後の昭和44年7月から同年9月までの保険料を納付し、申立期間後の45年4月以降の保険料を納付したとされており、申立期間の前後の期間の保険料が納付されているのに、申立期間が未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年11月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年11月から48年3月まで

私の申立期間の保険料は、役所から交付された納付書により郵便局で納付した。その時の領収証書には昭和47年4月から48年3月までの1年間分と書かれている。申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している領収証書は、申立期間を含む昭和47年4月から48年3月までの国民年金保険料を50年5月に納付したとされていることから、当時、申立人は昭和47年度のすべての未納保険料について納付する意思を有していたことは明らかである。

また、同領収証書の保険料領収日は昭和50年5月であり、この時点で申立期間の保険料は第2回特例納付によるほかは時効により納付することができなかったところ、同領収証書に記載された金額は、昭和47年度の保険料を特例納付により納付した場合の金額より不足するが、当該領収証書は申立人の同年度のすべての保険料納付を行うとの申出に基づいて当時行政庁が真正に作成したものと認められ、納付した金額に不足があれば、その差額は当然納付していたと考えるのが自然である。

さらに、国民年金被保険者台帳によると、申立人は、当時未納であったとみられる昭和45年度中の保険料についても特例納付制度を利用して納付している上、申立期間を除く国民年金加入期間について保険料をすべて納付していることを踏まえると、申立期間が未納とされているのは不自然である。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付した当時居住していたA市の国民

年金被保険者名簿によると、申立期間は納付済みと記録されており、国民年金被保険者台帳との齟齬^{そご}がみられ、申立人の年金記録について適正な管理が行われていたとも言い難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年1月から同年3月まで

国民年金加入手続の詳細については記憶が明確でなく、申立期間当時の保険料についても、金額は記憶していないが、元夫の分も一緒に私がA市B区役所の女性集金人に納付していたことは記憶している。当時は転居等といった生活環境に大きな変化は無かったのに、申立期間のみが未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間である上、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金加入手続時期は昭和52年1月ごろとみられ、申立人は昭和51年度以降の国民年金加入期間において、申立期間及び60歳到達直前の2か月間を除き未納は無い。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料をA市B区役所の女性集金人に納付していたとしており、申立期間当時、同市では集金人による戸別徴収方式を採っていたことから、申立人の主張と符合する。

さらに、申立期間前後における申立人の国民年金保険料は納付済みとされており、申立期間当時において申立人に転居等、生活環境に大きな変化は見受けられないことから、申立期間のみが未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月から55年3月まで
申立期間当時、私は大学院生であったが、母親が私と妻の国民年金加入手続を行い、未納が無いように私と妻の保険料を納付したと母親から聞かされていたので、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間であり、かつ、申立期間以外の国民年金加入期間において保険料の未納は無い。

また、申立人の国民年金保険料を納付していたとするその母親は、国民年金加入期間に保険料の未納は無いことから、保険料の納付意識が高かったことがうかがえる。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和55年8月27日に払い出されていることから、申立人の加入手続はこのころに行われたものとみられ、この手帳記号番号払出日を基準とすると、申立期間は過年度納付が可能な期間である。

加えて、申立人は、妻についても母親が加入手続を行うとともに、一緒に保険料を納付していたとしており、国民年金手帳記号番号払出簿によると、妻の国民年金手帳記号番号は、資格取得日を昭和53年4月1日として、54年9月に払い出されており、この手帳記号番号払出日を基準とすると、過年度納付とみられる53年4月から54年3月までの期間を含む国民年金加入期間において保険料の未納は無いことから、納付意識の高かった母親が申立人の申立期間の保険料についても過年度納付したと考えることも不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年1月から同年3月まで

私は20歳で国民年金に加入して以降、保険料を未納としないように留意しながら、38年以上にわたり保険料を納付し続けてきたはずなので、申立期間が未納とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間である。

また、申立人は、国民年金被保険者資格取得後、38年以上にわたり国民年金保険料を納付し、申立期間以外に未納は無いことから、申立人の保険料納付意識が高いことがうかがわれる。

さらに、申立人は、申立期間前後の国民年金保険料は納付済みとされており、申立期間において、転職、転居等、生活環境の大きな変化は認められないことから、納付意識の高い申立人が申立期間の保険料を納付したと考えるのも不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成4年4月、同年5月及び6年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年1月から昭和50年3月まで
② 昭和53年4月から昭和59年3月まで
③ 平成4年4月及び同年5月
④ 平成6年4月から同年6月まで

申立期間①及び②については、母親は既に亡くなり詳細については分からないが、国民年金保険料は母親が納付してくれたはずで、婚姻後の申立期間③及び④は、妻が夫婦の保険料を一緒に納付してくれていたため、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②については、申立人は国民年金保険料の納付に関与しておらず、納付してくれていたとするその母親が死亡しているため、その状況を確認することはできない。

また、申立人の母親も、申立期間①、及び②のうち60歳に到達するまでの期間の保険料は未納である。

さらに、申立人の国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）には、申立人が、昭和53年11月にA市B区からC市に転居し、以降、申立期間②中にA市D区、E市、A市F区と転居したことが記載されている。保険料は住所地の市区町村で納付するものであることから、同市B区に居住していたとする申立人の母親が、申立人の転居後の保険料を納付できたとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

2 申立期間③及び④については、平成2年4月から6年6月までの国民年金

保険料は、当該申立期間の5か月を除いてすべて納付されている。

また、申立期間③の前後の国民年金保険料は、時効を意識しながら、順次、過年度納付されている状況がオンライン記録により確認でき、申立期間③の保険料も過年度納付されていたと考えるのが自然である。

さらに、申立人の妻は、申立期間③及び④の当時の国民年金保険料については、妻が夫婦の分を一緒に納付していたとしており、平成5年度の保険料の納付（過年度納付）日が夫婦同一であることがオンライン記録により確認できる。その直後の申立期間④の保険料については、申立人の妻は8年度に過年度納付したことがオンライン記録に記録されており、妻が申立人の申立期間④の保険料のみ納付しなかったとは考え難い。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成4年4月、同年5月及び6年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和35年5月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和4年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和35年5月21日から同年6月1日まで

私は、申立期間当時、A社C支店から同社B支店に転勤になった。同支店への転勤発令は昭和35年5月20日ごろだった。申立期間は引き続きでC支店にも行っていた。その期間に同社を辞めたことは無く、27年4月から59年2月に退職するまでずっと勤務していた。申立期間も同社で勤務していたのは間違いないので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された在籍証明書、A社健康保険組合から提出された被保険者台帳及び雇用保険の記録により、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務（昭和35年5月21日に同社C支店から同社B支店に異動。）していたことが認められる。

また、A社の事務担当者は、「申立人は申立期間当時、正社員であったことは間違いない。当社に継続勤務しており、厚生年金保険料は当然控除されていたと思われる。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和35年6月の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は関係資料が現存せず不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和29年6月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和10年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和29年6月25日から同年7月6日まで

私は、昭和28年4月にA社に入社し、同社支店間で何度か転勤しているものの、平成2年2月に退職するまで継続して勤務していた。

しかし、厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、勤務期間の一部について記録が欠落している期間があることが分かったが、入社から退職までA社に勤務していたのは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された在籍証明書及び人事記録の写し並びに雇用保険の被保険者記録から、申立人が同社に継続して勤務し（昭和29年6月25日に同社C支店から同社B支店に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和29年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、8,000円とすることが妥当である。

一方、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、A社B支店は、昭和29年7月6日に厚生年金保険の適用事業所となっているが、同社は法人であり、申立人及び申立期間前後に同社の厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚は、「B支店は新たに出来た支店であり、申立期間当時、約15人の社員が勤務していた。」と証言している上、同社B支店の厚生年金保険の新規適用時

には、16 人が厚生年金保険被保険者資格を取得した記録が確認できることから、申立期間において同社B支店は当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、当該期間は厚生年金保険の適用事業所としての記録管理がなされていない期間であることから、社会保険事務所は申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準賞与額と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を29万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年7月28日

私はねんきん定期便を見て、平成18年7月28日支払の賞与について、会社が誤った金額で賞与支払届を提出したため、標準賞与額の記録が間違っていることが分かったので、正しい金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与（賞与）明細書により、申立人は、その主張する標準賞与額（29万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主から訂正の届出が行われている上、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し誤った金額で提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料については過少な納付であったことを認めていることから、社会保険事務所は、当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（30万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を30万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年1月から6年5月まで

ねんきん定期便を確認したところ、申立期間の標準報酬月額は、私が当時受け取っていた給与と大きく相違していることが分かったので、給与に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書により、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（30万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が申立期間の全期間にわたり一致していないことから、事業主は給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社B支店における資格取得日は昭和20年4月20日、資格喪失日は同年6月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、50円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年4月から同年6月1日まで

私は、昭和20年4月にA社B支店に入社し、その後、同社C支店へ転勤したが、同社B支店に係る厚生年金保険の被保険者記録が欠落している。同社での辞令や賃金額の通知書を保管しており、正社員として勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和20年4月からA社B支店に勤務し、その後、同社C支店に転勤したとしているが、オンライン記録では、同年6月1日に同社C支店で被保険者資格を取得するまでは、厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

しかし、申立人から提出されたA社の辞令（4種類）により、申立人が昭和20年4月20日から同社B支店に勤務していたことが認められる。

また、申立人の業務内容等に関する証言は具体的であり、A社社史等の文献資料とも一致している上、同僚も、「申立人と私はずっと行動を共にしており、A社C支店の前には同社B支店で一緒に勤務していた。」と証言していることから、申立人は、同社C支店に勤務するまでは、同社B支店に継続して勤務していたことが推認できる。

一方、A社B支店の現存する厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は無いが、当該名簿において、厚生年金保険の記号番号と資格取得日が大幅に前後しているなど、相当数の被保険者の記録が欠落している状況がうかがえる上、社会保険事務所（当時）は、「理由は不明であるが、現存する被保険者名簿の書換え前の名簿は保管していない。」としており、申立期間に係る厚生年金保

険記号番号払出簿についても、氏名や資格取得日が空欄となっているものが多数みられるとしていることから、社会保険事務所が管理していた当該事業所の年金記録は完全なものであるとは言い難く、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を取得した後で、当該記録が滅失、紛失等した可能性は否定できない。

以上の事実を前提にすると、申立期間に係る厚生年金保険の記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記載漏れ、被保険者名簿の滅失等の可能性が考えられるが、申立期間から半世紀以上も経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなしえない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないというべきである。

以上を踏まえて本件をみると、申立人が申立期間に継続勤務した事実が推認できること、当該期間に係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に滅失等した可能性があることと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、事業主は、申立人がA社B支店で昭和20年4月20日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったと認めるのが相当であり、かつ、資格喪失日は同年6月1日とすることが妥当であると判断する。

また、申立期間の標準報酬月額は、申立人が保管している申立事業所における賃金額の通知書から、50円とすることが妥当である。

なお、記録を管理する保険者は、被保険者名簿の滅失等により、現存する厚生年金保険の記録に相当の欠落が見られる等、記録の不完全性が明らかな場合においては、以上の事情を考慮の上、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない案件に関して、実情にあった適切な取扱基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分になされているとは言えない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和51年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月1日から51年1月1日まで

私は、A社B支店に昭和47年4月1日から50年12月31日まで継続して勤務していたが、厚生年金保険の被保険者資格喪失日は50年1月1日となっており、被保険者期間が1年短くなっている。在籍証明書もあるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B支店を承継するC社から提出された在籍証明書及び雇用保険の記録により、申立人が昭和50年12月31日までA社B支店に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社B支店に係る申立人の被保険者原票には、昭和50年10月1日定時決定の記録が記載されていることが確認できる。

さらに、C社から提出された昭和51年1月6日受付の厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書には、申立人の資格喪失日が50年1月1日と記載されているものの、備考欄には同年12月31日に退職した旨記載されており、同社も、「資格喪失日を1年誤って記載したものである。」としていることから、同社は、申立期間において申立人を厚生年金保険の被保険者として取り扱っていたものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和49年12月のオンライン記録、被保険者原票における50年10月1日の改定記録及び厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における資格喪失時の記録により、9万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かは不明としているが、厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、事業主が昭和50年1月1日を申立人の資格喪失日として届け出たことが確認できることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準賞与額と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を72万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年7月10日

私の申立期間に係る賞与については年金額の基礎とされていないが、給与明細により厚生年金保険料が控除されているのは明らかなので、当該記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出を受けた賞与明細書及び平成18年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿により、申立人は、申立期間において、72万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届について手続を失念しており、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年9月11日に当該賞与支払届の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和41年7月1日に、資格喪失日に係る記録を42年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年7月1日から42年3月1日まで

私は、B県C市からD県E市に転居するため、F社を辞めてA社に転職した。社会保険のある会社を希望していたし、A社退職後は健康保険がなくなったため、国民年金等の手続を行った。同社勤務中は厚生年金保険に入っていたと思うので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社への入社の際、退職後の国民年金等の資格取得手続に関する様子などを具体的かつ詳細に説明していること、昭和41年5月9日に同社で厚生年金保険被保険者の資格を取得している同僚が、「申立人は、自分より少し後に入社した。」と証言していること、及び42年2月28日に同社で資格を喪失した別の同僚が、「自分の退職時には、申立人はまだ在職していた。」と証言していることから、申立人は、申立期間において同社に勤務していたものと認められる。

また、申立人と同職種の同僚には、全員、厚生年金保険の被保険者記録が確認できること、事業主が、「従業員は、全員、厚生年金保険に加入させていた。」と証言していること、事業主及び同僚が証言する当時のA社の従業員数とオン

ライン記録上の厚生年金保険被保険者数がおおむね一致することから、当時、同社においては、ほぼすべての従業員について厚生年金保険の資格を取得させていたものと考えられる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として事業主により給与から保険料を控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、同職種の同僚の記録から、3万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立期間の被保険者原票の整理番号に欠番が見られないことから、申立人に係る社会保険事務所(当時)の記録が失われたとは考えられない上、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることからは、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成11年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

私は、平成 11 年 3 月 31 日にA社を退職した。同年 3 月の厚生年金保険料を控除されているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳及び在職証明書により、申立人は、平成 11 年 3 月 31 日まで同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立人の標準報酬月額については、賃金台帳において確認できる報酬月額から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格喪失届における資格喪失日を誤って平成 11 年 3 月 31 日として届け出たため、同年 3 月の保険料を納付していないとしていることから、事業主が、同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その

結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和44年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月 15 日から同年 5 月 1 日まで

昭和 37 年 4 月 1 日から平成 4 年 6 月末日まで、複数の支店を異動し、A社に継続して勤務した。B支店からC支店に異動した際の年金記録が1か月無いが、届出の間違いであるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の職歴証明書及び雇用保険の記録により、申立人が同社に継続して勤務し（昭和44年5月1日に同社B支店から同社C支店に異動。ただし、異動発令日は同年4月15日。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B支店に係る昭和44年3月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについて回答していないが、職歴証明書には、昭和44年4月15日にA社B支店から同社C支店への異動が発令された記録があり、また、この異動日である同年4月15日は社会保険事務所（当時）では知り得ない日付であることから、事業主が同日をB支店における厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は平成3年4月5日、資格喪失日は同年12月21日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、平成3年4月から同年9月までは30万円、同年10月及び同年11月は32万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月5日から同年12月21日まで
申立期間はA社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、作業員としてA社に勤務していたと申し立てているところ、オンライン記録により、申立人と同姓同名（ただし、カタカナ表記等が若干異なる。）で、生年月日が6か月相違する未統合の厚生年金保険被保険者記録（平成3年4月5日資格取得、同年12月21日資格喪失。）が確認できる。

また、A社が保管する事業所台帳により、申立人が申立期間において同社に勤務し、平成3年4月5日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年12月21日に資格を喪失していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該未統合の被保険者記録は、申立人に係る厚生年金保険の被保険者記録であり、申立人のA社における資格取得日は平成3年4月5日、資格喪失日は同年12月21日であると認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、当該未統合の被保険者記録から、平成3年4月から同年9月までは30万円、同年10月及び同年11月は32万円とすることが妥当である。

愛知厚生年金 事案 2271 (事案 1384 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年4月から44年10月まで、45年4月から46年7月まで及び47年4月から同年9月までの期間の標準報酬月額に係る記録を、43年4月から同年9月までは2万8,000円、同年10月から44年9月までは3万円、同年10月は3万3,000円、45年4月から46年3月までは3万6,000円、同年4月から同年7月まで及び47年4月から同年7月までの期間は4万2,000円、同年8月及び同年9月は5万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 1 月 から 47 年 12 月 まで
新たな事情として、当時の通帳のコピーを提出する。
結婚する時の給与が、妻より私の方が少なかったことはなく、納得できないので、再申立てをする。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に、申立人の標準報酬月額に係る記録が^{そきゅう}遡及して訂正された形跡は無く、また、同社は平成5年2月26日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、元事業主によれば、「給与は、基本給、家族手当、通勤手当及び残業手当(歩合給無し)で、年齢に応じて多少差があったかもしれないが、在職年数に応じて昇給していた。40年以上前のことであり、金額等については資料も残っていないため分からない。」と証言していること、同僚の標準報酬月額の記録を申立人の記録と比較してみても、著しい差は無く、不自然さはいかたがえなく、当時の同僚からも、申立人の主張に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていた事実をうかがわせる証言は得られないこと、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを

確認できる関連資料は無いことなどから、既に当委員会の決定に基づき21年6月24日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたことを示す資料として、新たに普通預金通帳の写しを提出しているが、当該預金通帳の写しによれば、当時の入金額は判明するものの、報酬月額は確認できず、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

しかしながら、再申立て後、連絡先不明であった同僚と連絡が取れ、同人から提出を受けた給与明細書によれば、当該同僚の昭和43年1月から同年3月まで、44年11月から45年3月まで、46年8月から47年3月まで及び同年10月から同年12月までの期間の保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できるが、43年4月から44年9月まで及び45年4月から同年9月までの期間はオンライン記録の2等級上の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が、44年10月、45年10月から46年3月まで及び47年4月から同年9月までの期間はオンライン記録の1等級上の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が、46年4月から同年7月までの期間はオンライン記録の3等級上の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、申立人は、製造、配達の仕事をしていたと主張しているところ、上記同僚も、申立人と同じく製造、配達の仕事をしていたとしており、職種及び仕事内容が同一であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人の保険料控除額を確認できる資料は無いが、上記同僚の給与明細書における厚生年金保険料の控除の状況から、申立人についても、昭和43年4月から44年9月まで及び45年4月から同年9月までの期間はオンライン記録の2等級上の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が、44年10月、45年10月から46年3月まで及び47年4月から同年9月までの期間はオンライン記録の1等級上の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が、46年4月から同年7月までの期間はオンライン記録の3等級上の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたものと認められる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、同僚の給与明細書の保険料控除額から推認できる保険料控除額から、昭和43年4月から同年9月までは2万8,000円、同年10月から44年9月までは3万円、同年10月は3万3,000円、45年4月から46年3月までは3万6,000円、同年4月から同年7月まで及び47年4月から同年7月までの期間は4万2,000円、同年8月及び同年9月は5万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の資料が無く不明としているが、同僚の給与明

細書の保険料控除額から推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和43年1月から同年3月まで、44年11月から45年3月まで、46年8月から47年3月まで及び同年10月から同年12月までの期間については、申立人の主張に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを推認できる資料は無い上、同僚の給与明細書により、当該期間の保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額は一致していることが確認できる。

このほか、当該期間において申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、昭和43年1月から同年3月まで、44年11月から45年3月まで、46年8月から47年3月まで及び同年10月から同年12月までの期間について、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準賞与額と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を105万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月10日

厚生年金保険の被保険者記録のうち、平成15年12月の賞与の記録が無い
ため、支払記録等を確認したところ、届出が行われていない事実が発覚した。
申立期間の賞与は実際に支給されており、個人負担分の保険料は賞与から控
除されていた。

既に賞与の支給から2年以上経過しているため、厚生年金保険料を納付す
ることができない。

第三者委員会に申立てをするので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出を受けた賞与支給・控除集計表により、申立人は、105万円の
標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていた
ことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該
保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事
務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当
時）は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、
事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められ
る。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準賞与額と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を72万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月10日

厚生年金保険の被保険者記録のうち、平成15年12月の賞与の記録が無い
ため、支払記録等を確認したところ、届出が行われていない事実が発覚した。
申立期間の賞与は実際に支給されており、個人負担分の保険料は賞与から控
除されていた。

既に賞与の支給から2年以上経過しているため、厚生年金保険料を納付す
ることができない。

第三者委員会に申立てをするので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出を受けた賞与支給・控除集計表により、申立人は、72万円の
標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていた
ことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該
保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事
務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当
時）は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、
事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められ
る。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準賞与額と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を72万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月10日

厚生年金保険の被保険者記録のうち、平成15年12月の賞与の記録が無い
ため、支払記録等を確認したところ、届出が行われていない事実が発覚した。
申立期間の賞与は実際に支給されており、個人負担分の保険料は賞与から控
除されていた。

既に賞与の支給から2年以上経過しているため、厚生年金保険料を納付す
ることができない。

第三者委員会に申立てをするので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出を受けた賞与支給・控除集計表により、申立人は、72万円の
標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていた
ことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該
保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事
務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当
時）は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、
事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められ
る。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準賞与額と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を96万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月10日

厚生年金保険の被保険者記録のうち、平成15年12月の賞与の記録が無い
ため、支払記録等を確認したところ、届出が行われていない事実が発覚した。
申立期間の賞与は実際に支給されており、個人負担分の保険料は賞与から控
除されていた。

既に賞与の支給から2年以上経過しているため、厚生年金保険料を納付す
ることができない。

第三者委員会に申立てをするので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出を受けた賞与支給・控除集計表により、申立人は、96万円の
標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていた
ことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該
保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事
務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所(当
時)は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、
事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められ
る。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準賞与額と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を60万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月10日

厚生年金保険の被保険者記録のうち、平成15年12月の賞与の記録が無い
ため、支払記録等を確認したところ、届出が行われていない事実が発覚した。
申立期間の賞与は実際に支給されており、個人負担分の保険料は賞与から控
除されていた。

既に賞与の支給から2年以上経過しているため、厚生年金保険料を納付す
ることができない。

第三者委員会に申立てをするので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出を受けた賞与支給・控除集計表により、申立人は、60万円の
標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていた
ことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該
保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事
務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所(当
時)は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、
事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められ
る。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準賞与額と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を75万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月10日

厚生年金保険の被保険者記録のうち、平成15年12月の賞与の記録が無い
ため、支払記録等を確認したところ、届出が行われていない事実が発覚した。
申立期間の賞与は実際に支給されており、個人負担分の保険料は賞与から控
除されていた。

既に賞与の支給から2年以上経過しているため、厚生年金保険料を納付す
ることができない。

第三者委員会に申立てをするので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出を受けた賞与支給・控除集計表により、申立人は、75万円の
標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていた
ことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該
保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事
務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当
時）は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、
事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められ
る。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準賞与額と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を70万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月10日

厚生年金保険の被保険者記録のうち、平成15年12月の賞与の記録が無い
ため、支払記録等を確認したところ、届出が行われていない事実が発覚した。
申立期間の賞与は実際に支給されており、個人負担分の保険料は賞与から控
除されていた。

既に賞与の支給から2年以上経過しているため、厚生年金保険料を納付す
ることができない。

第三者委員会に申立てをするので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出を受けた賞与支給・控除集計表により、申立人は、70万円の
標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていた
ことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該
保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事
務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当
時）は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、
事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められ
る。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準賞与額と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を72万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月10日

厚生年金保険の被保険者記録のうち、平成15年12月の賞与の記録が無い
ため、支払記録等を確認したところ、届出が行われていない事実が発覚した。
申立期間の賞与は実際に支給されており、個人負担分の保険料は賞与から控
除されていた。

既に賞与の支給から2年以上経過しているため、厚生年金保険料を納付す
ることができない。

第三者委員会に申立てをするので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出を受けた賞与支給・控除集計表により、申立人は、72万円の
標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていた
ことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該
保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事
務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所(当
時)は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、
事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められ
る。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準賞与額と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を96万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月10日

厚生年金保険の被保険者記録のうち、平成15年12月の賞与の記録が無い
ため、支払記録等を確認したところ、届出が行われていない事実が発覚した。
申立期間の賞与は実際に支給されており、個人負担分の保険料は賞与から控
除されていた。

既に賞与の支給から2年以上経過しているため、厚生年金保険料を納付す
ることができない。

第三者委員会に申立てをするので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出を受けた賞与支給・控除集計表により、申立人は、96万円の
標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていた
ことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該
保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事
務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当
時）は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、
事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められ
る。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準賞与額と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を75万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月10日

厚生年金保険の被保険者記録のうち、平成15年12月の賞与の記録が無い
ため、支払記録等を確認したところ、届出が行われていない事実が発覚した。
申立期間の賞与は実際に支給されており、個人負担分の保険料は賞与から控
除されていた。

既に賞与の支給から2年以上経過しているため、厚生年金保険料を納付す
ることができない。

第三者委員会に申立てをするので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出を受けた賞与支給・控除集計表により、申立人は、75万円の
標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていた
ことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該
保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事
務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当
時）は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、
事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められ
る。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準賞与額と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を52万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月10日

厚生年金保険の被保険者記録のうち、平成15年12月の賞与の記録が無い
ため、支払記録等を確認したところ、届出が行われていない事実が発覚した。
申立期間の賞与は実際に支給されており、個人負担分の保険料は賞与から控
除されていた。

既に賞与の支給から2年以上経過しているため、厚生年金保険料を納付す
ることができない。

第三者委員会に申立てをするので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出を受けた賞与支給・控除集計表により、申立人は、52万円の
標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていた
ことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該
保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事
務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当
時）は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、
事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められ
る。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準賞与額と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を90万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月10日

厚生年金保険の被保険者記録のうち、平成15年12月の賞与の記録が無い
ため、支払記録等を確認したところ、届出が行われていない事実が発覚した。
申立期間の賞与は実際に支給されており、個人負担分の保険料は賞与から控
除されていた。

既に賞与の支給から2年以上経過しているため、厚生年金保険料を納付す
ることができない。

第三者委員会に申立てをするので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出を受けた賞与支給・控除集計表により、申立人は、90万円の
標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていた
ことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該
保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事
務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当
時）は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、
事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められ
る。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（26万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を26万円に訂正する必要がある。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年4月から同年8月まで

平成14年4月1日にA社に入社し、同年8月31日に退社するまで、毎月の給与から、標準報酬月額26万円に対応する厚生年金保険料が控除されていた。しかし、記録では、申立期間の標準報酬月額については、同社から支給された報酬より低い20万円とされているので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出を受けた支給明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（26万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が残っていないため、不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準賞与額と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は15万7,000円、申立期間②は16万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年3月31日
② 平成19年3月31日

事業主からは、遡^{そきゅう}及して賞与支払届が提出されていることを確認しているが、2年を超えてさかのぼる分については、年金受給額に反映しない旨の説明を受けた。賞与支払時の保険料控除が確認できる給料明細表の写しもあるので、2年を超えてさかのぼる分についても、年金受給額の対象にしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出を受けた給料明細表により、申立人は、申立期間①において15万7,000円、申立期間②において16万6,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準賞与額と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額を、申立期間①は25万円、申立期間②は9,000円、申立期間③は14万2,000円、申立期間④は26万6,000円、申立期間⑤は14万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年3月31日
② 平成17年3月31日
③ 平成18年3月31日
④ 平成18年7月31日
⑤ 平成19年3月31日

事業主からは、遡^{そきゆう}及して賞与支払届が提出されていることを確認しているが、2年を超えてさかのぼる分については、年金受給額に反映しない旨の説明を受けた。賞与支払時の保険料控除が確認できる給料明細表の写しもあるので、2年を超えてさかのぼる分についても、年金受給額の対象にしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出を受けた給料明細表により、申立人は、申立期間①において25万円、申立期間②において9,000円、申立期間③において14万2,000円、申立期間④において26万6,000円、申立期間⑤において14万8,000円の標準

賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準賞与額と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額を、申立期間①は25万円、申立期間②は9,000円、申立期間③は14万2,000円、申立期間④は22万8,000円、申立期間⑤は14万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年3月31日
② 平成17年3月31日
③ 平成18年3月31日
④ 平成18年7月31日
⑤ 平成19年3月31日

事業主からは、遡^{そきゆう}及して賞与支払届が提出されていることを確認しているが、2年を超えてさかのぼる分については、年金受給額に反映しない旨の説明を受けた。賞与支払時の保険料控除が確認できる給料明細表の写しもあるので、2年を超えてさかのぼる分についても、年金受給額の対象にしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出を受けた給料明細表により、申立人は、申立期間①において25万円、申立期間②において9,000円、申立期間③において14万2,000円、申立期間④において22万8,000円、申立期間⑤において14万8,000円の標準

賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準賞与額と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額を、申立期間①は32万円、申立期間②は1万1,000円、申立期間③は16万1,000円、申立期間④は34万2,000円、申立期間⑤は16万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年3月31日
② 平成17年3月31日
③ 平成18年3月31日
④ 平成18年7月31日
⑤ 平成19年3月31日

事業主からは、遡^{そきゆう}及して賞与支払届が提出されていることを確認しているが、2年を超えてさかのぼる分については、年金受給額に反映しない旨の説明を受けた。賞与支払時の保険料控除が確認できる給料明細表の写しもあるので、2年を超えてさかのぼる分についても、年金受給額の対象にしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出を受けた給料明細表により、申立人は、申立期間①において32万円、申立期間②において1万1,000円、申立期間③において16万1,000円、申立期間④において34万2,000円、申立期間⑤において16万6,000円の

標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準賞与額と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額を、申立期間①は30万円、申立期間②は1万円、申立期間③は16万1,000円、申立期間④は29万4,000円、申立期間⑤は16万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年3月31日
② 平成17年3月31日
③ 平成18年3月31日
④ 平成18年7月31日
⑤ 平成19年3月31日

事業主からは、遡^{そきゆう}及して賞与支払届が提出されていることを確認しているが、2年を超えてさかのぼる分については、年金受給額に反映しない旨の説明を受けた。賞与支払時の保険料控除が確認できる給料明細表の写しもあるので、2年を超えてさかのぼる分についても、年金受給額の対象にしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出を受けた給料明細表により、申立人は、申立期間①において30万円、申立期間②において1万円、申立期間③において16万1,000円、申立期間④において29万4,000円、申立期間⑤において16万6,000円の標準賞

与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準賞与額と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額を、申立期間①は30万円、申立期間②は1万円、申立期間③は16万1,000円、申立期間④は29万4,000円、申立期間⑤は16万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年3月31日
② 平成17年3月31日
③ 平成18年3月31日
④ 平成18年7月31日
⑤ 平成19年3月31日

事業主からは、遡^{そきゆう}及して賞与支払届が提出されていることを確認しているが、2年を超えてさかのぼる分については、年金受給額に反映しない旨の説明を受けた。賞与支払時の保険料控除が確認できる給料明細表の写しもあるので、2年を超えてさかのぼる分についても、年金受給額の対象にしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出を受けた給料明細表により、申立人は、申立期間①において30万円、申立期間②において1万円、申立期間③において16万1,000円、申立期間④において29万4,000円、申立期間⑤において16万6,000円の標準賞

与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準賞与額と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年6月26日

事業主が平成19年7月に社会保険事務所（当時）に提出することとなっていた「賞与支払報告書」のうち、同年6月26日支給の6人分については、事務担当者が勘違いをして記載漏れのまま報告したため、賞与記録が欠落している。当該6人については役員報酬明細書等から保険料控除が確認できるため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している平成19年6月26日に支給された賞与に係る役員報酬明細書及び平成19年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿により、申立人は、150万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準賞与額と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年6月26日

事業主が平成19年7月に社会保険事務所（当時）に提出することとなっていた「賞与支払報告書」のうち、同年6月26日支給の6人分については、事務担当者が勘違いをして記載漏れのまま報告したため、賞与記録が欠落している。当該6人については役員報酬明細書等から保険料控除が確認できるため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している平成19年6月26日に支給された賞与に係る役員報酬明細書及び平成19年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿により、申立人は、150万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準賞与額と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額を85万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年6月26日

事業主が平成19年7月に社会保険事務所（当時）に提出することとなっていた「賞与支払報告書」のうち、同年6月26日支給の6人分については、事務担当者が勘違いをして記載漏れのまま報告したため、賞与記録が欠落している。当該6人については役員報酬明細書等から保険料控除が確認できるため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している平成19年6月26日に支給された賞与に係る役員報酬明細書及び平成19年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿により、申立人は、85万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準賞与額と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年6月26日

事業主が平成19年7月に社会保険事務所(当時)に提出することとなっていた「賞与支払報告書」のうち、同年6月26日支給の6人分については、事務担当者が勘違いをして記載漏れのまま報告したため、賞与記録が欠落している。当該6人については役員報酬明細書等から保険料控除が確認できるため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している平成19年6月26日に支給された賞与に係る役員報酬明細書及び平成19年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿により、申立人は、150万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準賞与額と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額を85万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年6月26日

事業主が平成19年7月に社会保険事務所（当時）に提出することとなっていた「賞与支払報告書」のうち、同年6月26日支給の6人分については、事務担当者が勘違いをして記載漏れのまま報告したため、賞与記録が欠落している。当該6人については役員報酬明細書等から保険料控除が確認できるため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している平成19年6月26日に支給された賞与に係る役員報酬明細書及び平成19年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿により、申立人は、85万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準賞与額と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年6月26日

事業主が平成19年7月に社会保険事務所（当時）に提出することとなっていた「賞与支払報告書」のうち、同年6月26日支給の6人分については、事務担当者が勘違いをして記載漏れのまま報告したため、賞与記録が欠落している。当該6人については役員報酬明細書等から保険料控除が確認できるため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している平成19年6月26日に支給された賞与に係る役員報酬明細書及び平成19年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿により、申立人は、150万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準賞与額と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を101万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年2月28日

事業主が平成19年2月28日に支払った賞与について、社会保険事務所(当時)に届出を忘れてしまったため、当該賞与記録が欠落している。同社の資料により保険料控除が確認できるため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している申立人に係る賞与台帳及び賞与計算に係る資料から、申立人は、101万6,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、28万円とされているところ、当該報酬月額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の20万円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（28万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（20万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年9月から18年8月まで

私は、平成17年2月21日からA社で勤務しているが、ねんきん定期便で、申立期間については、支払われた給与額に比べ、オンライン記録では、標準報酬月額が低いことが分かった。

したがって、申立期間の標準報酬月額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初20万円と記録されたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成21年10月20日に20万円から28万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わないとされている。このことから、年金額計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（28万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（20万円）となっている。

しかしながら、A社から提出された申立人に係る給与明細書の写しにより、

申立期間について、その主張する標準報酬月額（28万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料については、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和49年3月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年3月21日から同年4月1日まで

私は、昭和40年4月にA社に入社し、平成21年12月に退職するまで同社に継続して勤務していた。しかし、厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、人事異動で同社C支店からB支店に異動になった際の申立期間が抜けていることが分かった。1か月だけ厚生年金保険料が控除されなかったとは考えられないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の人事記録、健康保険組合の被保険者記録、企業年金基金の常務理事の証言及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（昭和49年3月21日に同社C支店から同社B支店に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者原票の昭和49年4月の記録から、7万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

愛知厚生年金 事案2300

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和28年10月25日）及び資格取得日（30年3月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年10月25日から30年3月1日まで

私は、昭和27年に中学校を卒業後、A社に入社し、31年9月に退職するまで、途中退社することなく、住み込みで勤務していた。しかし、厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、申立期間については厚生年金保険の記録は無く、空白になっていることが分かった。保険料控除を証明できる資料は無いが、同社に継続して勤務していたことは一緒に勤務していた姉も証言しているので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、厚生年金保険被保険者台帳では、A社において昭和27年7月1日に厚生年金保険の資格を取得し、28年10月25日に資格を喪失後、30年3月1日に同社において再度資格を取得しており、28年10月から30年2月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、申立人の姉は、「実家の両親がA社の事業主に借金があったため、自分と妹は、同社に住み込みで働いており、申立期間に、途中退職するようなことはできなかった。」と証言しており、昭和28年9月に入社したとする同僚は、「自分が入社した時には、申立人は既にA社に勤務しており、途中退職した記憶は無い。」と証言していることから、申立人が申立期間において、A社に継続して勤務していたことが認められる。

また、一緒に勤務していた複数の同僚は、申立期間当時の女子従業員は、全

員、A社に住み込みで働いていたことから、皆同じ扱いで仕事内容も同じであり、申立期間における業務内容の変更等は無かったと証言していることから、申立人のみ、保険料控除が継続しないとする特殊事情は見当たらない。

さらに、申立人と同様に、被保険者期間に途中、空白のある同僚は、「途中退職していない。退職するまで住み込みで勤務していた。」と証言しており、申立人の姉及び複数の同僚は、申立期間において厚生年金保険の記録が継続していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間前後の社会保険事務所（当時）の記録から、7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和28年10月から30年2月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年4月から9年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月から9年2月まで

私が生産者として会社を退職した後、平成9年11月に父がA市B区役所で私の国民年金加入手続を行い、その時、2年分の未納期間の保険料をさかのぼって納付できると聞いて納付したはずなので、申立期間が未納とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社退職により厚生年金保険被保険者資格を喪失した平成9年11月にその父が申立人の国民年金加入手続を行うとともに、申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納付したと主張している。また、申立人はこの主張を裏付ける関連資料として、このころにA市B区役所の窓口の男性から受け取ったとするメモを提出しており、このメモには「9/11月～11/3月⑩ 11/4～11/9⑩ 368,550 159,600」と記載されている。

しかしながら、上記メモの記載内容は、平成9年11月から11年3月までの保険料は国庫金扱いとなる過年度保険料であり、同年4月から同年9月までの保険料が区役所で納付可能な現年度保険料であることを表しているとみることができることから、同メモに記載されたのは9年11月ではなく、11年9月ごろであったと考えられる上、オンライン記録によれば、同年10月28日に9年11月から11年3月までの保険料が過年度納付されたことが確認できる。

これらのことから、申立人の国民年金加入手続が行われたのは、申立人が主張する平成9年11月ではなく11年9月以降であり、同手続により申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した9年11月までさかのぼって国民年金被保険者資格を取得したとする処理が行われ、これにより同年11月から11年3月までの過年度保険料がさかのぼって納付されたと考えるのが自然であり、申立

人はこれを申立期間に係るものと混同していると考えられる。

さらに、申立人の国民年金加入手続が行われたとみられる平成11年9月以降においては、申立期間の保険料は既に時効のため納付することはできない。

加えて、申立人は上記メモについて、平成7年4月から9年10月までの保険料が36万8,550円であるとし、同金額から厚生年金保険被保険者期間（平成9年3月から同年10月まで）の保険料を除いた15万9,600円を納付したと主張しているが、36万8,550円から上記厚生年金保険被保険者期間の国民年金保険料を除いた金額は26万6,650円となり、申立人の主張とは相違する。

このほか、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から59年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月から59年9月まで

私が会社を退職した後、1、2年ぐらいして父親が市役所で国民年金の加入手続をしたと聞いている。

また、市役所から督促ハガキが送られて来て、一括払いで10数万円を納めた記憶もあるのに、9年間も保険料が未納とされていることは納得がいかない。

申立期間の保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続に直接関与しておらず、これを行ったとするその父親は高齢のため聴取を行うことが困難であり、加入手続の状況は不明である。

また、申立人は市役所から督促のハガキが届いて国民年金制度を知り、一括で国民年金保険料を納めた記憶があるとしているが、具体的な納付時期及び保険料額は分からないとしているほか、申立期間全体を通じた保険料納付に係る記憶も明確ではない。

さらに、申立人に対して昭和61年10月に払い出された国民年金手帳記号番号以外に別の記号番号が払い出された形跡は見当たらず、A市の国民年金被保険者名簿で申立人が同年9月に行ったとされる国民年金加入手続が申立人にとって最初の加入手続であったとみられることから、申立人は申立期間当時、国民年金には未加入であったことになり、保険料を納付することはできなかったものとみられる。

加えて、A市の申立人の国民年金被保険者名簿によれば、国民年金加入手続を行ったとされる昭和61年9月から間もない同年11月1日に59年10月から

60年3月までの期間の過年度保険料を納付したとされているほか、上記加入手続時点では同年4月から61年3月までの期間の保険料も過年度納付するしかなかったことになる。このため、同年9月時点で納付可能であったこれら2つの期間の過年度保険料及び同年4月から同年9月までの現年度保険料を合わせると16万800円となり、申立人が時期は分からないが一括で納付した記憶があるとしている保険料額（10数万円）と近いことから、申立人が一括で納付したと記憶しているのは、これら期間の保険料納付を指している可能性も否定できない。

このほか、申立期間の保険料が納付されたことをうかがわせる関連資料（確定申告書、家計簿等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年7月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年7月から47年3月まで

会社を退職した後、父親の事業を手伝うこととなり、同居していた父親が私に代わりA市B区役所で国民年金加入手続をしてくれた。私の国民年金保険料は、3か月ごとに自宅を訪れていた区役所の女性集金人に父親の保険料と一緒に父親が納付してくれていたことをよく記憶しているので、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続及び申立期間の国民年金保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとされるその父親は高齢のため、加入手続及び保険料納付についての詳細が不明である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和47年5月10日に払い出されており、これ以前に申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、このころに初めて申立人の加入手続が行われ、その際に42年9月までさかのぼって資格取得したとする事務処理がなされたものとみられる(厚生年金保険被保険者期間が判明したため、平成16年10月に資格取得時期を昭和44年7月に訂正。)

このため、申立人は、申立期間当時は国民年金には未加入となり、当該期間の保険料を納付することはできない上、当該払出日を基準とすると、申立期間の保険料は過年度保険料となるが、A市では、集金人(国民年金推進員)は過年度保険料を取り扱っていなかったとしていることから、申立人の主張と相違する。

さらに、申立人は、申立期間の保険料をその父親がA市B区役所の集金人に親子二人分の国民年金保険料を納付していたとしているが、オンライン記録で

は、父親は、昭和 43 年 11 月に厚生年金保険被保険者資格を喪失後、50 年 12 月 24 日に国民年金被保険者資格を初めて取得したとされていることから、申立期間においては国民年金に未加入である。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年4月から平成元年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年4月から平成元年3月まで

私は20歳の時に学生だった。私の妹と弟は、学生期間中でも20歳から国民年金に加入し、保険料納付済みとされている。すべての手続を行った私の母親は、私についても、妹や弟と同様に20歳の時に加入手続をし、保険料を納付したはずである。申立期間に国民年金に加入しておらず、保険料を納付していないとされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親は、申立人が20歳（昭和63年*月）になった時に申立人の国民年金加入手続を行い、保険料を納付していたと述べている。

しかし、申立人の国民年金手帳記号番号は平成元年9月に払い出されており、国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査しても、申立期間当時に、申立人が住民登録していたA市B区で、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された記録は見当たらない。申立人は、申立期間当時から6年11月まで住民登録の異動は無いなど、申立期間当時に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、A市が保管する申立人の国民年金被保険者名簿は平成元年9月に作成されたものであり、同名簿には、公的年金保険制度（申立人の場合は共済組合）からの移行により同年7月に国民年金の資格（第1号被保険者）を取得したことが記載されている。

以上のことから、申立人の国民年金加入手続は、平成元年9月ごろに行われたものと推認され、申立期間当時には加入手続は行われておらず、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

さらに、申立人は、申立期間当時は学生であった。平成2年度までは、学生

は国民年金の任意加入対象者であり、任意加入対象期間については、制度上、加入手続の時点からさかのぼって資格取得することはできない。このため、申立人の母親が、平成元年9月ごろに申立人の加入手続を行った際には、申立人が共済組合員資格を喪失した同年7月までさかのぼって資格取得したものと考えられ、申立人が唯一所持する年金手帳においても、「初めて被保険者となった日」は「平成元年7月21日」と記載されている。したがって、申立期間は国民年金の資格取得以前の無資格期間であり、加入手続後にさかのぼって保険料を納付することもできない。

加えて、申立人及びその母親は、申立人の妹及び弟については、学生期間中の20歳当時から国民年金に加入し保険料を納付しているのので、申立人についても同様に加入し保険料を納付していたはずであるとしている。しかし、申立人の妹及び弟は、学生は国民年金に強制適用すると制度改正された平成3年4月以降に20歳に到達しており、学生が任意加入対象とされていた当時に20歳に到達した申立人とは異なる。このため、妹と弟が20歳から国民年金に加入し保険料を納付していることをもって、申立人も20歳から加入し保険料を納付していたと推認することはできない。

このほか、申立期間について、申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年2月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年2月から39年3月まで

昭和38年2月ごろ、自宅に来ていたA市B区役所の集金人を通して、母親が私の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してくれていた。保険料を集金人に納付すると国民年金手帳に印紙を貼付^{ちようふ}してくれたので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和38年2月ごろに、その母親がA市B区の集金人を通して国民年金の加入手続を行ったとしている。しかし、国民年金手帳記号番号払出簿では、申立人の国民年金手帳記号番号は40年1月に同区で払い出されたことが記載されており、国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査しても、申立期間当時に、同区で申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された記載は無く、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。このため、申立人の国民年金加入手続は同年1月ごろに行われ、その際に、申立人が20歳になった38年*月にさかのぼって資格取得したものと推認され、申立期間当時は未加入であったことから、保険料を納付することはできなかつたと考えられる。

また、申立人の国民年金加入手続を行ったとするその母親は高齢であり、加入手続や申立期間当時の国民年金手帳の受領の詳細などについて確認することはできない。

さらに、申立人の国民年金加入手続が行われたと推認される時点では、申立期間の保険料を過年度納付することが可能である。しかし、申立人は、その母親が集金人に保険料を納付していたとしているが、A市では、集金人は現年度

保険料を集金するのみで過年度保険料は扱っていなかったとしているなど、申立期間の保険料が過年度納付されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

加えて、申立期間について、申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年12月から54年1月までの期間、同年3月から55年9月までの期間及び61年4月から平成4年3月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたもの又は納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年12月から54年1月まで
② 昭和54年3月から55年9月まで
③ 昭和61年4月から平成4年3月まで

私の年金記録では、申立期間の117か月は国民年金保険料が未納とされているが、私の記憶では2年間から3年間程度は免除申請し、残りは納付してあると思っている。督促を受け、市役所の職員が自宅まで集金に来て、その場で納付したこともあるし、納付書だけ受け取り、後から納付したこともある。また、いつの期間分かは覚えていないが、後から保険料をまとめて納付した記憶もあるし、トータルで10年近くも未納であることはあり得ないので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間のうち2年間から3年間程度は国民年金保険料の免除を受け、残りの期間の保険料は納付していたので、全体で10年近くも未納であることはあり得ないとしている。しかし、申立人は、免除申請手続の具体的な時期及び期間についての明確な記憶は無く、保険料の納付についても、自宅まで集金に来たA市役所の職員に納付を行ったり、後から納付書で納付したりしたほか、まとめて納付したとするのみであり、納付時期や納付金額などについての記憶はあいまいであり、保険料納付状況の詳細は不明である。

また、申立人は、昭和59年にその父親が、平成7年にその母親が死亡し遺産を相続したため、それにより国民年金保険料を納付したと思うとしているが、納付したとする保険料の対象期間や金額についての記憶は無い。

さらに、申立人は、平成7年及び9年に勤務先からの借入金により滞納して

いた税金等を納付し、その中に申立期間③の国民年金保険料も含まれていたとしているが、当該時点では、申立期間③の保険料は時効により納付することはできない。

加えて、申立期間は計 117 か月と長期に及び、その間、申立人が国民年金保険料の免除を受け又は納付していたにもかかわらず、そのすべてが、社会保険事務所（当時）が作成していた申立人の国民年金被保険者台帳及び申立人が居住する A 市が管理する申立人の納付記録の双方から欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の妻も申立期間は未納であるなど、申立人の申立期間の国民年金保険料が免除又は納付されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらないほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたもの又は納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年9月から平成元年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年9月から平成元年4月まで

私は、昭和60年9月に転職した先の事業所が社会保険に加入していなかったため、両親が加入していた国民健康保険組合に加入した。その際、組合の担当者から国民年金にも入るよう勧められ、すぐに国民年金の加入手続を行った。私の国民年金加入手続や保険料の納付を行ったのは母親であり、母親は税金や保険料等について未納は無く納付していたので、私の申立期間の保険料も納付していたはずであり、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和60年9月に厚生年金保険に加入していない会社に転職したころに、その母親が国民年金の加入手続を行ったとしている。

しかし、申立人の国民年金手帳記号番号は平成3年1月にA市B区で払い出されており、国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査しても、申立期間当時に、申立人が住民登録していた同区で、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された記載は見当たらない。申立人は申立期間当時から住民登録の異動は無いなど、申立期間当時に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、A市が保管する申立人の国民年金被保険者名簿は平成2年12月に作成されたものである。同名簿には、同年12月に申立人の国民年金資格（第1号被保険者）取得手続が行われ、その際に、公的年金保険制度からの移行により同年12月2日に資格取得したことが記載されており、この資格取得日はオンライン記録とも一致している。

以上のことから、申立人の国民年金加入手続は平成2年12月に行われたものと推認され、申立期間当時には加入手続が行われていなかった上、申立期間

は国民年金の資格取得前の無資格期間であり、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、これらを行ってくれたとするその母親に聴取しても、加入手続の時期や保険料額については分からないとしているなど、詳細は不明である。

加えて、申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年4月から24年3月まで

私は、申立期間にA社で勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の仕事内容等に係る証言が具体的であることから、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によれば、A社は、昭和32年5月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、A社が適用事業所となった日に同社で厚生年金保険の資格を取得した複数の同僚は、「適用事業所になる前は、厚生年金保険料を控除されていなかった。」、又は「厚生年金保険料の控除については、記憶が無い。」と証言しており、同社では、厚生年金保険の適用事業所になる前の期間は、給与から厚生年金保険料を控除していなかった状況がうかがわれる。

さらに、申立人が記憶している同僚(1人)についても、申立人と同様に、A社に係る申立期間の厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月ごろから 42 年 3 月ごろまで

私は、申立期間にA事業所で勤務しており、厚生年金保険料を給与から控除されていたはずなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所の所在地、従業員数、仕事内容等に係る申立人の証言が具体的であること、及び当時の住宅地図においても同事業所を確認できることから、申立人が同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所(当時)の記録によると、A事業所が厚生年金保険の適用事業所であったことを確認できない。

また、申立人は、事業主及び同僚の氏名を記憶していないことから、事業主及び同僚を特定して申立内容を裏付ける証言等を得ることもできない。

さらに、申立人は、申立期間中の昭和 42 年 1 月 12 日に国民年金手帳記号番号の払出しを受け、国民年金保険料を 41 年 4 月までさかのぼって納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案2303

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から平成18年6月まで

私のA社での厚生年金保険被保険者記録の標準報酬月額について、提出した給与支給明細書等の内容に照らし、相違する箇所があるなら、当該部分について、適切な記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額が、申立てに係る事業所から受け取った給与額に見合う標準報酬月額と比べて相違する可能性を想定し、当該箇所の記録訂正を申し立てている。

しかしながら、申立期間のうち、昭和63年9月から平成元年12月までの期間、2年9月から6年10月までの期間、10年7月から12年9月までの期間及び13年8月から18年6月までの期間については、オンライン記録の申立人に係る標準報酬月額は、当時の上限（最高等級）の標準報酬月額であることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録を訂正することはできない。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなることから、申立人から提出された給与支給明細書に記載されている厚生年金保険料の控除額から算定した標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

さらに、給与支給明細書により保険料控除額が確認できない期間については、

申立人から提出された給与所得の源泉徴収票に記載された各年の社会保険料等の金額を検証したところ、当該保険料額は、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除がなされたものとした場合の保険料額と合致するものと認められる。

加えて、申立人の標準報酬月額について、A社が保管する社会保険台帳の記録及びA社健康保険組合が保管する記録も、オンライン記録と一致している上、オンライン記録と健康保険厚生年金保険被保険者原票の記載内容との間に相違を認めることはできない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案2304

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年12月ごろから44年4月まで

私は、A社に昭和42年12月ごろから44年4月まで勤務していたのに、厚生年金保険の被保険者記録が無い。同社に勤務していたのは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚及び事業主の次女の証言により、期間は特定できないものの、申立人が申立期間内にA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立期間後の事務担当者は、「申立人が勤務していた部署には学生アルバイトも多く、人の出入りが激しかったため、入社後すぐには厚生年金保険の資格を取得させていなかったと思う。また、当時は、本人の希望によって厚生年金保険の資格を取得させていた面もあり、私も給与の手取り額を減らしたくないので4年ぐらいは厚生年金保険の資格を取得しなかった。」と証言しており、入社したとする昭和44年4月の3年3か月後である47年7月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、申立人の夫及び複数の同僚も、同人らが記憶する入社時期の数か月後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できるとともに、申立人及び同僚の記憶する別の同僚数人については、A社における厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

さらに、A社は平成15年10月21日に全喪しており、事業主及び申立期間当時の事務担当者も既に死亡していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

加えて、申立期間におけるA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無く、申立人も、「健康保険証の所持及び保険料控除の有無については覚えていない。」としている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和17年6月から同年9月までの期間について、労働者年金保険被保険者として労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和17年10月から19年11月までの期間について、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年6月1日から19年12月1日まで

厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、A社に勤務していた申立期間の被保険者記録が無いことが分かった。同社では年金手帳や健康保険被保険者証も交付されていた記憶があるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和17年6月1日から同年9月16日までの期間については、同年6月に施行された労働者年金保険法は、19年10月に厚生年金保険法が施行されるまでは、工場や炭坑で働く男性の肉体労働者のみを対象とするものであったところ、申立人は、「A社では、昼間は中学に通いながら夕方5時から午前3時ごろまで事務補佐をしていた。」と証言している。

また、A社は、「申立期間当時、学生はアルバイト（給仕）の採用のみで、労働者年金保険の資格取得の手続きはしていなかった。」と回答している上、同社から提出された人事記録により、申立人は給仕であったことが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、当該期間について、労働者年金保険被保険者として労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間のうち、昭和17年9月16日から19年12月1日までの期間については、A社が保管している申立人の人事記録により、採用日は不明であるものの、申立人が給仕として同社に勤務し、17年9月16日に同社を退職したことが確認で

きるほか、当該期間に係る同社での勤務実態をうかがわせる事情は無いことから、申立人と同社の間に、当該期間に係る使用関係は無かったものと推認される。

さらに、申立人は、A社で同職種であったとする上司及び同僚を記憶しているが、姓のみの記憶であるため同人を特定できず、申立人の主張を裏付ける証言を得ることはできない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、当該期間において、A社に使用されていた者であったと言えないことから、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案2306

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 2 月 1 日から 11 年 12 月 1 日まで

私は、A社の事業主であった。同社は、平成8年ごろから業績不振となり、社会保険料も滞納がちとなった。社会保険事務所（当時）の担当課長から、全員の標準報酬月額を下げるよう指示を受け、標準報酬月額を引き下げる手続を行った。しかし、滞納が解消されなかったため、社会保険事務所の指示により、再度標準報酬月額を引き下げる手続を行った。

私の標準報酬月額が引き下げられているのは、社会保険事務所の指示によるものであるため、申立期間について、標準報酬月額を引下げ前の額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁に記録されている申立人の標準報酬月額は、平成8年2月に59万円から30万円に随時改定され、同年7月16日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失し、同日に再度資格を取得した際には13万4,000円とされ、その後更に、11年7月に13万4,000円から9万2,000円に随時改定されていることが確認できる。

また、A社に係る滞納処分記録により、申立人が平成7年6月から12年2月まで、同社の滞納保険料の処理について、社会保険事務所と交渉を繰り返していたことが確認できる。

さらに、申立人は、「自ら標準報酬月額を引き下げる手続を行った。」と証言していることから、当該随時改定の処理は、申立人の同意の下に行われた処理であると認められる。

一方、当委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下、「特例法」という。）に基づき記録訂正が認められるかを判

断しているところであるが、特例法第1条第1項ただし書では、申立人が、「当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、仮に、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができたとしても、申立人は、上記のとおり特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、申立期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

愛知厚生年金 事案2307

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年12月30日から55年5月21日まで

私は、昭和52年9月にA社に入社し、56年11月に退職するまで途中退社、出向、休職等も無く、継続して勤務していた。

しかし、厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、申立期間については被保険者記録が無く、空白となっていることが分かった。保険料控除が証明できる資料は無いが、A社に継続して勤務していたのは確かなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録及び健康保険厚生年金保険被保険者原票では、A社において昭和52年9月6日に厚生年金保険の資格を取得し、54年12月30日に資格を喪失後、55年5月21日に同社において再度資格を取得しており、54年12月から55年4月までの申立期間に係る被保険者記録が無い。

しかし、申立人の雇用保険記録によると、雇用保険被保険者期間は、厚生年金保険被保険者期間と一致している上、申立人が昭和54年12月29日に離職した後、公共職業安定所に求職の申込みを行っていたことが確認できる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は昭和54年12月30日に資格喪失した後、55年1月9日に健康保険証を返納し、さらに、同年1月12日付けで継続療養給付証明書の発行を受けていたことが確認できるところ、当該継続療養給付申請手続に際しては病名に係る医師の証明が必要であることから、申立人自身が当該給付申請手続を行ったものと推認される。

さらに、A社には、申立期間当時の勤務実態を確認できる人事記録等の関連資料は残っていない。

加えて、申立人が記憶している同僚に照会したが、申立人の主張を裏付ける

証言を得ることはできず、ほかに、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案2308

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年9月22日から44年6月1日まで
② 昭和45年11月1日から48年3月1日まで

厚生年金保険の記録では、脱退手当金をもらったことになっているが、私の記憶には一切無いので申立てをする。

第3 委員会の判断の理由

申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人は申立期間②の事業所を退職する際には、長期の旅行に出かける予定であり、直ちに再就職する意思は有しておらず、当時は、年金に対する関心は低く国民年金に加入しなかったとしている申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても申立て以上の証言は得られず、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案2309

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年4月1日から39年1月31日まで

私は、脱退手当金制度を承知しておらず、受け取った記憶も無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約2か月後の昭和39年3月19日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人は、申立期間の事業所を退職後、昭和55年6月27日に国民年金保険料を納付するまで年金制度には加入しておらず、年金に対する意識が高かったとは考え難い。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 5 月 3 日から 33 年 5 月 7 日まで
60 歳になった時に厚生年金保険を受給しようと社会保険事務所（当時）に手続に行ったところ、申立期間について脱退手当金が支給されているので年金としては受けられないと言われた。私は脱退手当金の手続をした覚えは無く、受け取っていないので、調べてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いほか、被保険者台帳には脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の生年月日は、事業所を退職した約 1 年後の昭和 34 年 5 月 30 日に生年月日訂正の記載があり、申立期間の脱退手当金は同年 6 月 19 日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて生年月日変更が行われたと考えるのが自然である。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。